

和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市商業の活性化のために商業活性化支援事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商業団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された商工会議所
- (4) 小売業又はサービス業を含むおおむね10店舗以上の店舗が集団形態をとり、その構成員が共同して組織的な活動を行うための規約等を制定している任意組織団体で、市長が適当と認めるもの

2 この要綱において「商業活性化支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) ホームページ、案内地図、情報誌の作成その他商店街の魅力を発信するために新たに実施する事業（以下、「商店街魅力発信事業」という。）
- (2) ナイトマーケット（夜間において飲食、販売等を目的としておおむね10店舗以上の店舗が一定の場所に集合して経済活動を行うことをいう。）等の夜間における賑わいの創出が見込まれる事業（以下「ナイトタイムエコノミー振興事業」という。）

(商店街魅力発信事業に対する補助)

第3条 市長は、商業団体若しくはその単独の構成員（規則第3条の規定による申請の際現に商業を営んでいる者に限る。以下同じ。）又は特定会社（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第7号に規定する特定会社をいう。以下同じ。）が商店街魅力発信事業を行うときは、選考の上、当該商店街魅力発信事業を行う者に対し、補助金を交付する。

2 商店街魅力発信事業に係る補助金の額は、予算の範囲内において、次の表に掲げる経費の実支出額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は500,000円（商業団体の構成員が単独で商店街魅力発信事業を実施する場合にあっては、100,000円）のうちいずれか少ない額とする。

会議費	会場借上料	印刷製本費	通信運搬費	広告宣伝費	消耗品費	施設整備費
役務費	報償費	旅費	委託費	備品借上料	市長が特に必要と認める経費	

3 商店街魅力発信事業に係る補助金の交付を受けた者は、当該補助金の対象となった商店街魅力発信事業についての補助金の申請をすることができない。

4 前項の規定にかかわらず、商店街魅力発信事業に係る補助金の交付を受けた者が当該補助金の対象となった商店街魅力発信事業を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度において行うときは、1回に限り、補助金の申請をすることができる。この場合において、第2項の規定の適

用については、同項中「５００，０００円」とあるのは、「２５０，０００円」とする。

- ５ 本市から補助金、負担金等の経済的支援を受けている事業については、第１項の補助金の交付対象外とする。

（ナイトタイムエコノミー振興事業に対する補助）

第４条 市長は、商業団体若しくはその単独の構成員、特定会社又は都市再生推進法人がナイトタイムエコノミー振興事業を行うときは、選考の上、当該ナイトタイムエコノミー振興事業を行う者に対し、補助金を交付する。

- ２ ナイトタイムエコノミー振興事業に係る補助金の額は、予算の範囲内において、次の表に掲げる経費の実支出額の２分の１に相当する額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は３００，０００円（商業団体の構成員が単独でナイトタイムエコノミー振興事業を実施する場合にあっては、１００，０００円）のうちいずれか少ない額とする。

会議費	会場借上料	印刷製本費	通信運搬費	広告宣伝費	消耗品費	施設整備費
役務費	報償費	旅費	委託費	備品借上料	市長が特に必要と認める経費	

- ３ ナイトタイムエコノミー振興事業に係る補助金の交付を受けた者は、当該補助金の対象となったナイトタイムエコノミー振興事業についての補助金の申請をすることができない。
- ４ 前項の規定にかかわらず、ナイトタイムエコノミー振興事業に係る補助金の交付を受けた者が当該補助金の対象となったナイトタイムエコノミー振興事業を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度において行うときは、１回に限り、補助金の申請をすることができる。この場合において、第２項の規定の適用については、同項中「３００，０００円」とあるのは、「１５０，０００円」とする。
- ５ 本市から補助金、交付金等の経済的支援を受けている事業については、第１項の補助金の交付対象外とする。

（けやき大通りイルミネーション連携事業に対する補助金の加算）

第５条 ナイトタイムエコノミー振興事業を行う者が、当該事業をけやき大通りイルミネーション連携事業（けやき大通りイルミネーション（和歌山けやき大通りイルミネーション実行委員会によるプロジェクトであって、けやき大通り沿いを含むエリアにイルミネーション装飾を施すものをいう。）と連携して実施する事業であって、まちなかの回遊性と魅力向上が見込まれるものをいう。以下同じ。）として行うときの補助金の額は、前条の規定にかかわらず、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。

- （１）前条第２項の表に掲げる経費の実支出額の２分の１に相当する額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は５００，０００円（商業団体の構成員が単独でけやき大通りイルミネーション連携事業を実施する場合にあっては、２００，０００円）のうちいずれか少ない額
- （２）けやき大通りイルミネーション連携事業が前条第４項に該当する場合における前号の規定の適用については、同号中「５００，０００円」とあるのは、「２５０，０００円」とする。

- ２ 本市から補助金、交付金等の経済的支援を受けている事業については、前項の補助金の交付対象外とする。

（対象経費の重複の禁止）

第６条 この要綱で定める補助金の対象経費については、第２条第２項各号に掲げる各事業間に

において重複して計上することができない。

(交付申請)

第7条 規則第3条の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

2 規則第3条の収支予算書は、別記様式第2号によるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、団体の規約又は定款及び団体を構成する者の名簿とする。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が別に定める軽微な変更とは、補助対象事業経費間内の配分の変更又は補助対象経費の減額とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書(別記様式第3号)

(2) 収支決算書(別記様式第4号)

(3) 事業の実施内容を証する写真、パンフレット等

(4) 補助対象経費の支出を証する領収書等の写し

附 則

1 この要綱は、平成24年7月13日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 和歌山市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱(平成15年4月1日制定)

(2) 和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱(平成18年4月1日制定)

(3) 和歌山市中心市街地活性化支援事業補助金交付要綱(平成20年4月1日制定)

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱別記様式第1号及び別記様式第4号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。

3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱別記様式第1号及び別記様式第3号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱別記様式第1号及び別記様式第3号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月28日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和7年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月26日から施行する。

事業計画書

1 事業実施者				
(1) 氏名（商業団体等の名称及びその代表者の氏名）				
(2) 住所及び電話番号（商業団体等の事務所の所在地及び電話番号）				
		電話	—	—
2 補助事業名（申請する事業名に○を付すこと。）				
		・ 商店街魅力発信事業		
		・ ナイトタイムエコノミー振興事業		
		・ うち、けやき大通りイルミネーション連携事業		
3 事業内容				
(1) 事業内容				
昨年度行った事業（昨年度事業を行っている場合に限る。）				
(2) 実施場所				
(3) 実施期間		開始（予定）	年	月 日
		完了（予定）	年	月 日
4 事業効果				
(1) 期待される効果				

(2) 効果検証の指標	
(3) 検証方法	
5 その他	
(1) 商業団体等の団体名、設立年月日、構成員の数及び出資金又は出えん金の額	
(2) 商店街等の現状	

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
市補助金		
自己資金		
そ の 他		
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
計		

事業報告書

1 事業実施者	
(1) 氏名（商業団体等の名称及びその代表者の氏名）	
(2) 住所及び電話番号（商業団体等の事務所の所在地及び電話番号）	
	電話 — —
2 補助事業名（事業名に○を付すこと。）	
	・ 商店街魅力発信事業
	・ ナイトタイムエコノミー振興事業
	・ うち、けやき大通りイルミネーション連携事業
3 事業内容	
(1) 事業内容	
昨年度行った事業（昨年度事業を行っている場合に限る。）	
(2) 実施場所	
(3) 実施期間	開始 年 月 日
	完了 年 月 日
4 事業効果	
(1) 効果検証の指標	

(2) 検証方法	
(3) 検証結果	
5 事業の継続性、今後の展望	

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
市補助金		
自己資金		
そ の 他		
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
計		